

株式会社シモジマ

第64回定時株主総会招集ご通知

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDX4階
Next-1

※末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

●**会場が前回と異なっております。**ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。

●総会にご来場いただきました株主の皆様へのお土産は**昨年同様ございません**。ご了解賜りますようお願い申し上げます。

●株主の皆様には株主総会の模様を**ライブ配信**させていただきますので、ご利用ください（7頁でご案内しております）。

目 次

第64回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
ライブ配信のご案内	7
事前質問受付のご案内	11
株主総会参考書類	12
事業報告	14
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告	51

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

株 主 各 位

証券コード 7482
(発送日) 2025年6月4日
東京都台東区浅草橋五丁目29番8号

株式会社シモジマ

代表取締役社長 **笠井 義彦**

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第64回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.shimojima.co.jp/ir/stock/convocation.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「シモジマ」または当社証券コード「7482」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにて議決権を行使できますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（3頁～6頁）で記載の方法により2025年6月24日（火曜日）の午後5時30分までに書面またはインターネットにて事前に議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区外神田四丁目1 4 番 1 号 秋葉原UDX4階 Next- 1 ※末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。 ※株主総会当日の議場の模様は、動画による ライブ配信 を予定しております。株主の皆様はウェブサイトにてご覧いただけますので、7 頁から10 頁をご確認のうえ、ご利用のご検討をお願い申し上げます。
3 目的事項	報告事項 1. 第64期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第64期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3 頁～6 頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 総会にご来場いただきました株主の皆様へのお土産は昨年同様ございません。ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部でございます。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表
- 会場運営上の大きな変更が生じた場合にも、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませよう
お願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



1. 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



2. インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



3. 総会会場にて議決権を行使される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。



1. 書面で議決権を行使される場合

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
××××年×月××日

議案番号	議案名	賛否
1.		
2.		

サイン用QRコード
サイン用
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
サイン用
XXXX

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



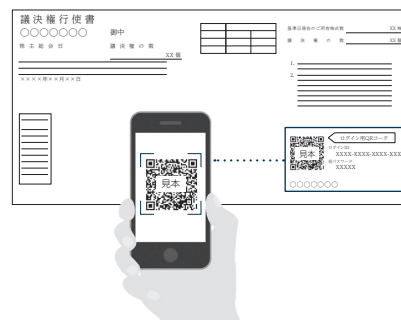
2. インターネットで 議決権を行使される場合

〔1〕QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書はイメージです。

〔2〕 ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- ※ 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)



3. 株主総会にご来場される場合

株主総会にご来場いただく場合は、お手数ですが、本定時株主総会招集ご通知及び議決権行使書用紙をご持参のうえ、議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 当日は、ライブ配信のため、会場撮影を行います。撮影に際しては、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

ライブ配信のご案内

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加し、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ中継を行います。

1. 配信日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃にアクセス可能となります。

2. 視聴方法

〔1〕ログインの方法

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にアクセスしてください。アクセス方法につきましては、

（1）QRコードの読み取りの方法と、（2）URLをブラウザに入力する方法の二つをご用意しております。

（1）QRコードの読み取りによる方法

議決権行使書裏面に印字されたQRコードを下掲の要領でスマートフォンにてお読み取りください。「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。

<<議決権行使書裏面（イメージ）>>

株主総会オンラインサイト 「Engagement Portal」のご案内 本サイトでは株主総会等へのご参加やお手続きをWEB上でご利用いただけます。詳しくは招集ご通知等、当社からのご案内をご確認ください。 パソコン ID/パスワードを入力してログイン ①ウェブブラウザのアドレスバーに以下のURLを入力 https://engagement-portal.tr.mufg.jp ②以下のID/パスワードを入力し、サイトにログイン 《 ログインID： 9999-9999-9999-999 パスワード： 999999 》 スマートフォン QRコード読み取り スマートフォン、タブレットから 右のQRコードを読み取る （ID/パスワードの入力は不要です） ○議決権行使書をご郵送の際は、本票を必ず切り取り願います。 ○インターネットにより議決権を行使された場合には、その行使を優先します。インターネットによる行使内容を変更される場合は、インターネットによりあらためて議決権行使をお願いします。	○このはがきは、切手をはらずにお出しください。 ○議決権行使書記載の株主総会日以外に使用にならないようにお願いいたします。	読み取り 	（受取人） 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 気付	郵便はがき 137-8683	〒137-8683 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 気付
---	--	---	---	---------------------------	---

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2) URLをブラウザに入力する方法

まずブラウザより株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

次に、①株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力欄に入力し、②利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

<<株主様認証画面（ログイン画面）>>

（画面はイメージです。編集等により、実際の画面とは異なる場合がございます。）

- ①：ログインIDとパスワード入力欄
- ②：利用規約の同意に関するチェックボタン
- ③：「ログイン」ボタン

MUFG 三菱UFJ信託銀行

Engagement Portal

① ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

パスワード

② ☐ 利用規約に同意する

③ ログイン

[よくあるご質問はこちら](#)

ログインID、パスワードは議決権行使書裏面に記載されています。
パスワードを失念またはロックしてしまった場合、議決権行使書裏面に紛失してしまった場合は、以下へご連絡ください。
【本サイトに係るお問い合わせ】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
Tel 0120 (676) 808 (通話料無料、土日祝日も除く平日9:00-17:00)

※「ログインID」と「パスワード」は、招集ご通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されております。

※※ 議決権行使WEBサイトでパスワードを変更した後も、記載のパスワードをご利用ください。

※※※ 本サイトの公開期間は2025年6月4日から2025年6月25日までです。公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。

〔2〕ログイン後の視聴の方法（株主総会当日）

ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックした後、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

（1）ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



※当日ライブ視聴ページには、開始時間30分前の午前9時30分頃にアクセス可能となります。

- （2）当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。
- （3）当日ライブ視聴ページが表示されます。

3. ご留意事項

- インターネットによるライブ配信をご覧いただくことは、会社法上株主総会への出席とは認められておりません。このため、株主様から、インターネットを通じて質問や動議、議決権行使をお受けすることはできません。あらかじめご了承ください。
- 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネット投票、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。
- 本株主総会のライブ模様は株主様に限定して配信いたします。ライブ配信をご自身で撮影し、SNS等で公開する等の二次利用を固くお断りいたします。インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ライブ配信につきましては、通信環境等の影響により、会場の議事進行とタイムラグが発生する可能性があります。また、万一通信障害が発生した場合、復旧を待たずに議事を進行させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合があります。インターネットの接続方法やご視聴の方法に関するお問い合わせにはお答えできませんのであらかじめご了承ください。
- 天変地異や新型コロナウイルス感染症の拡大等により、ライブ配信が実施できなくなる可能性もございます。配信可否、状況等につきましては、随時当社HP（<https://www.shimojima.co.jp>）等によりご案内させていただきます。
- ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

- 株主総会終了後のオンデマンド配信の予定はございませんのであらかじめご了承ください。
- 議決権行使書用紙を紛失された場合、以下の「ライブ配信サイトに関するお問い合わせ先」（三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部）にて、再発行が可能です。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのであらかじめご了承ください。

ライブ配信サイトに関するお問い合わせ先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-676-808（通話料無料） 受付時間：平日9：00～17：00（土日祝日は除く） ただし、株主総会当日（2025年6月25日）は午前9：00～株主総会終了まで
ライブ配信に関するお問い合わせ（動画プレイヤーの視聴不具合等）	株式会社ブイキューブ ☎ 03-4335-8044 受付時間：総会当日午前9：00～総会終了まで

○推奨環境

本サイトの推奨環境は以下のとおりです。なお、以下ブラウザをご利用ください。
 （Internet Explorerはご利用いただけません。）

	P C		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	MacOSX	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	Google Chrome, Microsoft Edge (Chromium)	Safari, Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境におきましても、OS、ブラウザ固有の不具合や通信環境、端末により一部画面表示が崩れたり、正常に動作しない場合がございます。

事前質問受付のご案内

本株主総会の目的事項に関わる内容に限り、事前質問を受け付けいたします。
株主の皆さまのご関心が特に高い事項について、株主総会当日に回答させていただく予定です。
個別の事項に関するご質問には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

1. 受付の期間

2025年6月4日（水曜日）午前5時から
2025年6月18日（水曜日）午後5時半まで

2. ご投稿の方法

- ①ライブ配信の視聴の際と同様の方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にアクセス・ログインしてください。
- ②「事前質問」のボタンをクリックしてください。
- ③ご質問のカテゴリーを選択し、ご質問内容等を入力の上、利用規約を確認し、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ④ご質問内容等をご入力の後、「送信」ボタンをクリックしてください。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益分配につきましては、安定的な配当に配慮しつつ毎期の業績や財務状況を勘案し行うことを基本的な方針としています。剰余金の配当につきましては、連結配当性向50%または連結株主資本配当率（D O E）（※）3%以上を目指して配当金額を決定することとし、株主の皆さまに利益還元を行います。

（※）連結株主資本配当率（D O E）＝（年間配当総額÷連結株主資本）×100

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当は、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金27円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、630,889,533円となります。 また、2024年12月2日において中間配当金として1株につき27円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき54円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、別途積立金を1億円増加させ、繰越利益剰余金を1億円減少させることといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	100百万円
② 減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	100百万円

第2号議案

監査役1名選任の件

監査体制の強化のため、社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
 おおき ともひろ 大木 智博 (1962年10月13日生) 新任 社外 独立	1987年11月 三洋証券株式会社 1991年1月 中央監査法人 1992年8月 公認会計士登録 2001年7月 中央青山監査法人社員 2007年8月 太陽ASG監査法人（現太陽有限責任監査法人）社員 2023年8月 一般社団法人全国農業協同組合中央会監事（現任） 2024年10月 太陽有限責任監査法人顧問（現任）	一株
【社外監査役候補者とした理由】 財務会計に関する高度な専門的知識を当社の監査体制充実のため反映すべく、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

新任	社外監査役候補者	社外	社外監査役候補者	独立	証券取引所等の定めに基づく独立役員
----	----------	----	----------	----	-------------------

- 注) 1.大木智博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.大木智博氏は社外監査役候補者であります。
- 3.社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について、大木智博氏は社外役員となること以外の方向で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての豊富な経験を有し財務会計に精通していることから、当社の社外監査役としての職務を遂行出来ると判断しております。
- 4.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5.大木智博氏の選任が承認されました場合には、会社法第427条第12項及び定款第35条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
- 6.大木智博氏が原案どおり選任された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日）における我が国経済は、企業収益の改善や個人消費の持ち直しなどを背景に、緩やかな回復基調が続いています。一方で、米国の政策転換に伴う影響や、地政学的リスク、不安定な為替相場、原材料価格の高騰に起因する物価上昇などにより、景気の先行きには依然として不透明感が残っています。

当社グループが属する業界においては、脱プラスチックの流れはますます加速しており、カーボンニュートラルや循環型社会を意識した環境配慮型商品の需要が拡大しています。

このような状況のもとで当社グループは、「“パッケージ×サービス”でお客様に元気を届けるトータルパートナーを目指す」と定めた長期ビジョンの実現に向けて、中期経営計画に沿った活動を継続しております。

<販売部門別活動の状況>

当社は、営業販売部門、店舗販売部門、通信販売部門の3つのチャネルを有しています。

営業販売部門では、経済活動の回復を背景にした、既製品の主力商品の拡販と共に、特注品の受注活動が活性化いたしました。また、環境配慮型商品の需要拡大もあり、売上は増加いたしました。

店舗販売部門では、イベント需要やインバウンド需要が売上増加に寄与いたしました。主要顧客の飲食店、小売店の業績が、調達コストの上昇に伴い伸び悩んだ影響を受けたものの、店舗外商の新規開拓が奏功し、全体的な売上は微増となりました。

通信販売部門では、引き続き好調を維持しています。「シモジマオンラインショップ」（当社ECサイト）において、「シモジマモール」への商品掲載点数が130万点に増加しました。また、WEB広告を強化した結果、サイトへの流入数も拡大し、売上は増加いたしました。

これら各チャネルの販売活動効果により、グループ全体の売上は、過去最高額を更新いたしました。

利益面では、売上が堅調に推移したものの、年間を通し円安及び原材料価格の高止まりが続いたことで粗利率が低下し、売上総利益が伸び悩みました。また、物流費及び人件費など販売費及び一般管理費の増加も相まって、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに前年実績を下回る結果となりました。

この結果、連結売上高は606億80百万円（前期比5.0%増）、連結営業利益は29億86百万円（前期比8.5%減）、連結経常利益は33億3百万円（前期比8.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億88百万円（前期比12.0%減）となりました。

<商品セグメント別活動の状況>

当事業は、主に紙製品事業、化成品・包装資材事業、店舗用品事業の3つの商品セグメントで構成されています。

〔紙製品事業〕

紙製品事業は、当社創業以来の主力事業としてオリジナルブランドの紙袋、包装紙、紙器を中心に販売しております。特注品の販売は好調を維持しましたが、紙袋の有料化や全体的な需要減少の影響により、既製品が苦戦しました。その結果、紙製品事業全体の連結売上高は99億97百万円(前期比1.5%減)となりました。

〔化成品・包装資材事業〕

中核の化成品・包装資材事業においては、主力のゴミ袋、ポリ袋などの既製品や特注品の販売が伸長し、カップ類、紙容器、カトラリーなどの食品包装資材の売上も堅調に伸びました。さらに環境配慮型商品の開発と拡販に積極的に取り組んだ結果、化成品・包装資材事業の連結売上高は364億94百万円（前期比6.8%増）となりました。

〔店舗用品事業〕

店舗用品事業においては、「店舗及びオフィスで使用するあらゆるものが揃う」をコンセプトに取り組んでおります。経済活動の回復に伴い店舗備品商材やイベント関連商材が堅調に推移し、さらにインバウンド需要増による文具事務用品の売上も増加しました。その結果、店舗用品事業の連結売上高は141億88百万円（前期比5.3%増）となりました。

セグメント別売上高

区分	主要品目	第63期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)		第64期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	
		売上高	構成比	売上高	構成比
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	百万円 10,153	% 17.6	百万円 9,997	% 16.5
化成品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	34,166	59.1	36,494	60.1
店舗用品事業	POP用品、文具事務用品、店舗雑貨等	13,475	23.3	14,188	23.4
合計	—	57,794	100.0	60,680	100.0

2 設備投資の状況

基幹システムの更新等のIT投資で5億20百万円、直営店舗の開店等の店舗投資で1億72百万円、その他2億99百万円で総額9億91百万円の設備投資を実施しました。

3 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

4 重要な企業再編等の状況

特記すべき事項はございません。

5 会社の対処すべき課題

[1]経営方針

当社グループは、包装用品とこれに関連する事業を通じて快適な社会づくりに貢献する事を基本理念としております。また、2024年11月に統合報告書を初めて発刊するにあたり、当社のパーパスを「夢を包み、心を結ぶ。」と設定いたしました。

長期ビジョンとしては、「“パッケージ×サービス”でお客さまに元気を届けるトータルパートナーを目指す」ことを掲げ、その実現のために（１）事業の拡大（２）経営基盤の強化（３）経営体制の強化の３項目を長期方針として定めています。

上記に立脚し当社は2021年11月に、2026年3月期までの5年間を対象とした中期経営計画を策定し、開示を行いました。中期経営計画では、2026年3月期の目標として、売上高を650億円、営業利益率を3.0%、ROA（総資産経常利益率）を5.0%と設定しました。しかし、その後の業績の推移を勘案し2度の目標修正を行い、営業利益率を5.5%、ROA（総資産経常利益率）を8.5%と引き上げています。売上高は650億円で据え置いています。

[2]経営戦略等

(1) 事業の拡大

当社グループは、長期方針に掲げる（１）事業の拡大においては、販売力強化と商品力強化の２つの施策で活動しております。

①販売力強化施策 「シモジマオンラインショップ 100万×100万プロジェクト」活動

中期経営計画最終年の2026年3月末までに当社ＥＣサイト「シモジマオンラインショップ」に登録されている商品数を100万ＳＫＵまで拡大し、サイト登録会員数を100万人まで増やすもので、「100万×100万プロジェクト」と銘打って2022年3月期から活動を行っております。

商品登録数については、活動当初は3万ＳＫＵ程度でしたが、現在はその目標を既に達成し、2025年3月末には130万8千ＳＫＵまで増加してまいりました。シモジマオンラインショップ内に開設している「シモジマモール」に参加してくださる企業さまが想定以上に増加した結果です。今後はお客さまにこれらの商品の認知度を上げるためのアピールを強化していくとともに、仕入先さまへの参加を促す活動を続け、商品掲載数のさらなる増加を目指してまいります。

会員数を増やす施策としては、顧客との関係性・コミュニケーションを管理しながら、その関係を長期的に深めて行くマネジメント手法であるＣＲＭデータを活用して、業界別にそれぞれ違った勧誘活動を行っています。2025年3月末時点では88万1千会員となっています。中期経営計画の最終年度にあたる2026年3月期はこれまで以上に入会の魅力をアピールし、100万会員の達成を目指してまいります。

②商品力強化施策 「環境配慮型商品」の開発と普及

当社は、包装用品の専門商社としての立場から、ＳＤＧｓ活動の積極的推進と環境配慮型商品の開発と普及に注力しています。当期も様々な環境配慮型の商品を開発し、上市してまいりました。有害なフッ素化合物であるPFASを使用しないPFASフリー耐油紙や、紙製の食品トレーなどがその一例です。

当社は、2030年3月期に当社のオリジナル商品における環境配慮型商品の売上比率を20%にする目標を掲げております。2025年3月期終了時点で、18.2%と進捗しています。早期の達成に向けて今後も取り組んでまいります。

(2) 経営基盤の強化

①資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた基本方針と目標

i) 資本コスト

当社グループは、自社の資本コストについて、一般的な計算方法で導き出される数値及び実際に外部から要求される数値の両面を把握する取組みを行ってまいります。

当社の資本コストは、自社内では6.5%と想定しております。ROEが常に資本コストを上回る水準を目指します。そして、ROEと株主資本コストの差であるエクイティ・スプレッドを拡大させていくことを目標としております。

ii) ROE

当社グループは、2026年度までの中期経営計画の中で、ROAを目標とする指標として掲げ活動しており、また一般的な企業価値評価の一つであるROEを意識した経営を行う所存です。

2025年3月末時点のROEは6.0%です。

現段階での目標値を8.0%といたします。

iii) PER

2025年3月末時点のPERは14.0倍です。

12.5倍以上を維持することを現段階での目標値といたします。

iv) PBR

2025年3月末時点のPBRは0.84倍です。

現段階での目標値を1倍以上といたします。

v) 自己資本比率

当社グループは、直近の20年に亘り、自己資本比率80%前後の水準を維持してまいりました。今後も、盤石な財務基盤をベースとした経営を続けていく方針ですが、足元で得られた利益は、成長投資の拡充と株主還元のさらなる充実に充てていく所存です。

②実現に向けた取組み

i) 資本コストの低減

- a) 当社の資本コストは自社内では、6.5%と想定しています。R O E が常に資本コストを上回る水準を目指します。そして、R O E と株主資本コストの差であるエクイティ・スプレッドを拡大させていくことを目標としています。
- b) 情報開示が不十分であると、経営の不透明性が高まるとともに、投資家の不安要素につながり、資本コストの上昇要因となります。当社グループは開示情報の拡充や投資家との対話や交流推進を図っていく所存です。具体的には、従来行ってきた機関投資家や個人投資家に対する説明会の内容を充実させつつ継続し、投資家との個別の対話機会をさらに増やしてまいります。
- c) 当社は2022年に代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を立ち上げ、マテリアリティ（重要課題）を特定し、その解決に向けて取り組んでいます。今後も気候変動対応、人的資本対応やコーポレートガバナンスの強化対応を念頭に取り組んでまいります。

ii) R O E の改善

- a) 高収益率が見込まれるオリジナル商品の販売比率向上を目指します。特に環境配慮型商品の開発と普及に努めてまいります。また収益性の向上が見込めない事業や拠点については撤退や閉鎖を検討すると同時に、適正な販売チャネルを整備し生産性の向上に努めてまいります。
- b) 当社グループは、これまでも投資活動を行ってまいりましたが、今後も今まで以上に積極的に成長投資やM&A投資を行っていく所存です。具体的には、D X 投資、物流投資や人的資本投資といった成長投資に加え、商流の上流から下流まで範囲を広げたM&Aを展開していくことを視野に入れてまいります。従来はこれらの活動は、ほぼ自己資金で賄ってきましたが、今後は外部借入れを含めた資金調達も行っていくことを検討してまいります。

iii) P E R の向上

- a) 当社グループのこれまでの配当方針は、配当性向50%目途とすることを基本方針としていましたが、配当性向を50%またはDOE（株主資本配当率）3%以上を目指すことを新たな指標とすることといたしました。これにより、配当水準の向上と共に、より安定した配当をもって株主の皆さまに利益還元する姿勢を明確にお示しする形となりました。

(3) 経営体制の強化 サステナビリティ経営の推進

当社グループは、サステナビリティを巡る課題への対応が経営の最重要課題であると認識しています。
当社はマテリアリティ（重要課題）を6項目定めており、それぞれの課題解決に向けて取組んでいます。

マテリアリティに対する2025年3月期の実績例と今後の取組み

【環境への貢献】

シモジマが考える気候変動対策

①カーボンニュートラルの取組み強化

- i) 三重県多気郡大台町で「シモジマの森」を作り植林活動を開始
 - ・大台町の林野の一部を「シモジマの森」と名付け植林活動を行っています。2025年3月末時点で1.2haに1,980本植林しております。当社は、複数の樹種が混在し共生する、多様性のある森づくりに取組んでいます。

②循環型社会の実現

- i) 使用済み段ボールのクローズドリサイクルによる梱包用段ボールの提供
 - ・特定のお客さまにおいて、センターで排出された使用済み段ボールの一部を、協力企業が回収し、再生紙として生産した上で当社へ供給いたします。その原料を当社が梱包用段ボールとして製品化いたします。この取組みで生まれた段ボールは、お客さまのオンラインショップでの出荷時に使用されています。

【人的資本投資】

シモジマらしい自由闊達な社風の醸成

③従業員エンゲージメントの向上

- i) エンゲージメントアンケート年2回実施
 - ・アンケート結果も参考に、2025年3月期は全体の賃上げ率を7.9%と引き上げ、さらに2026年3月期は約5%の賃上げ率といたしました。今後もエンゲージメントアンケートを継続し、当社の強みや課題を精査し効果的な経営につなげてまいります。

④ダイバーシティの取組み

- i) 中途入社採用の大幅増加
 - ・様々なスキルを有した中途社員の採用を大幅に増やし、多様な人材が働く環境を整え、会社のさらなる発展に向けた取組みを行っています。

【責任ある企業として】

シモジマの三意精神「誠意・熱意・創意」に基づくガバナンス体制の整備

⑤ステークホルダーとの対話・迅速な情報開示

i) 機関、個人の投資家に対する説明会：各年2回開催

ii) 投資家に対する個別面談：11回開催

・今後も個別面談を通して、投資家の皆さまのご意見を積極的に伺ってまいります。

iii) 統合報告書発刊

・2024年11月に当社として初めて統合報告書を発刊致しました。当報告書では、当社グループの価値創造ストーリーをステークホルダーの皆さまにより深くご理解いただき、共に価値を創造する好循環を生み出していきたいと考えております。そして、サステナビリティ経営をより一層推進するため、新たにパーパスを「夢を包み、心を結ぶ。」と設定いたしました。包装資材で皆さまの夢や想いを真心で包み、人と人の心を結ぶ。ステークホルダーの皆さまに幸せをご提供することこそが、弊社の存在意義との考えからです。

⑥サプライチェーンマネジメントの最適化

i) サステナビリティ調査：海外サプライヤーに対する実地調査を34社、アンケートを46社で実施しました。

当社グループは、今後ともサステナビリティ経営を推進し、持続可能な社会づくりに貢献してまいります。

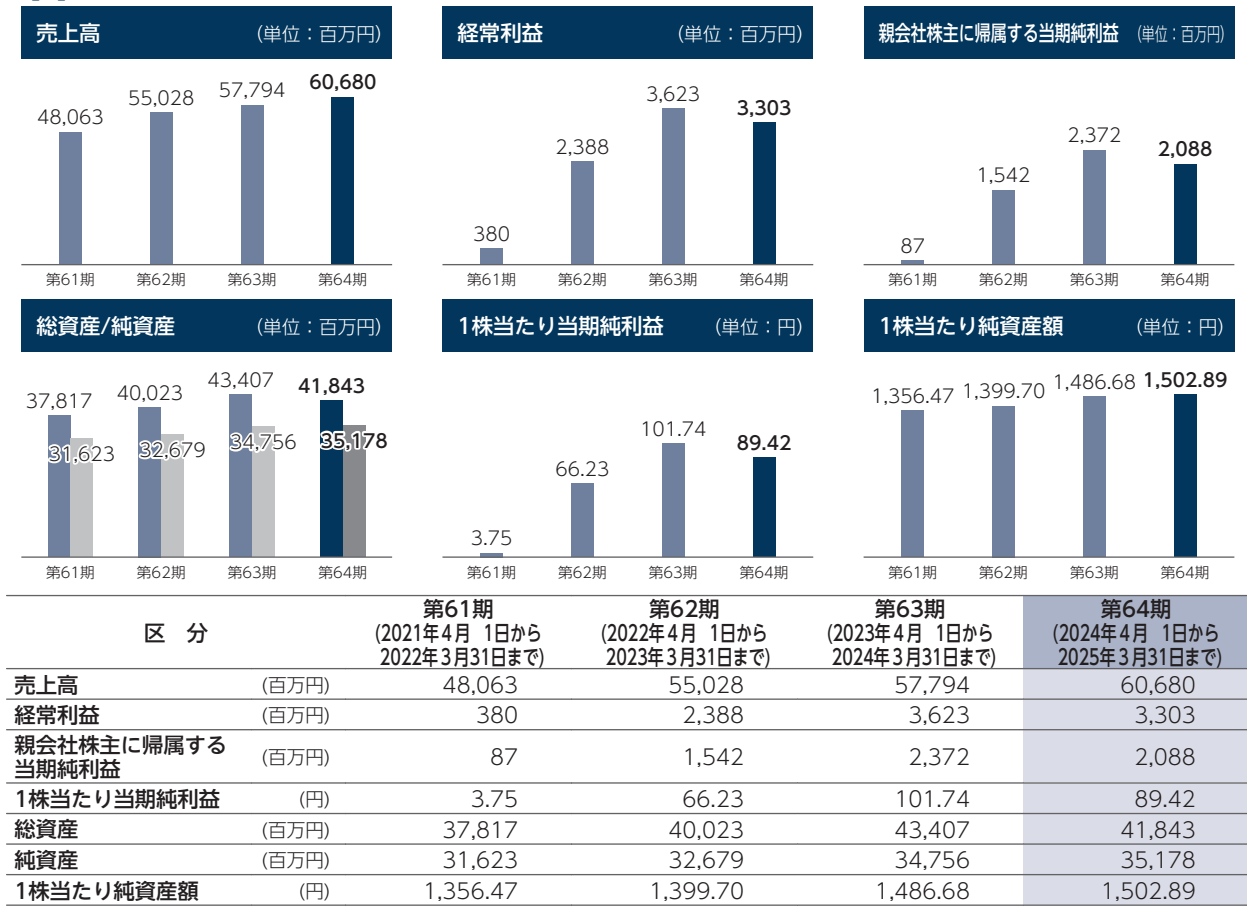
※弊社ホームページをご参照ください

サステナビリティに関する取組み

URL：<https://www.shimojima.co.jp/sustainability.html>

6 直前3事業年度の財産及び損益の状況

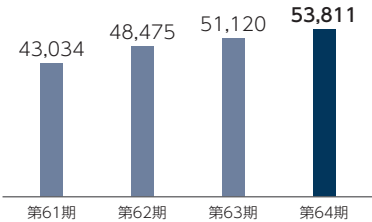
[1] 企業集団の財産及び損益の状況



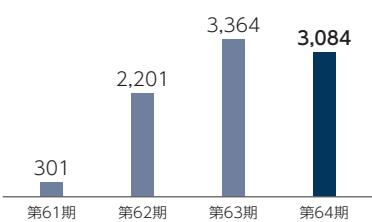
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出してあります。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出してあります。

[2] 当社の財産及び損益の状況

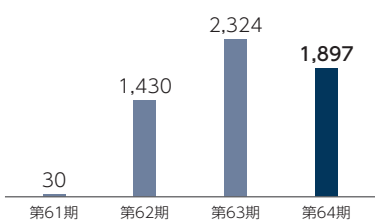
売上高 (単位：百万円)



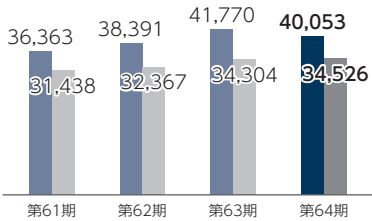
経常利益 (単位：百万円)



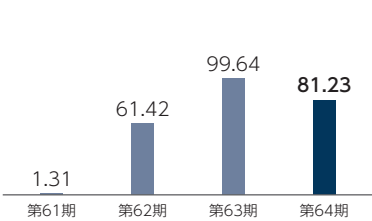
当期純利益 (単位：百万円)



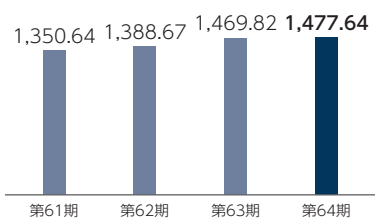
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分		第61期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第62期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第63期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第64期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高	(百万円)	43,034	48,475	51,120	53,811
経常利益	(百万円)	301	2,201	3,364	3,084
当期純利益	(百万円)	30	1,430	2,324	1,897
1株当たり当期純利益	(円)	1.31	61.42	99.64	81.23
総資産	(百万円)	36,363	38,391	41,770	40,053
純資産	(百万円)	31,438	32,367	34,304	34,526
1株当たり純資産額	(円)	1,350.64	1,388.67	1,469.82	1,477.64

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

7 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
シモジマ加工紙(株)	栃木県	20百万円	100%	物流業
(株)リード商事	東京都	10	100	花材園芸業界向け店舗用品等の販売業
(有)彩光社	東京都	3	36.4 (注1)	印刷業
(株)我満商店	北海道	10	100	紙製品・化成品等の販売業
ミタチパッケージ(株)	兵庫県	10	100	包装・梱包・物流資材等の販売業
朝日樹脂工業(株)	東京都	70	100	化学樹脂製品の製造・販売業
(株)大倉産業	北海道	10	100	包装資材販売業

- (注) 1. (有)彩光社の議決権比率は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。
2. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。
3. 当社は、2025年1月17日付で(株)大倉産業の全株式を取得し、同社を完全子会社としました。
4. 上記以外に連結子会社が2社あります。
5. (株)グローバルブランドにつきましては、2025年3月28日付で当社が保有する同社の全株式を売却したため、重要な子会社から除外致しました。

8 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

セグメント区分	主要製品	会社名
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	当社、(株)我満商店、ミタチパッケージ(株)、(株)大倉産業
化成品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	当社、(株)我満商店、ミタチパッケージ(株)、朝日樹脂工業(株)、(株)大倉産業
店舗用品事業	P O P 用品、文具事務用品、店舗雑貨等	当社、(株)我満商店、(株)リード商事、ミタチパッケージ(株)、(有)彩光社、(株)大倉産業
その他事業	上記事業の運送・保管	シモジマ加工紙(株)

9 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

当社	① 本 社	東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
	② 営業所	東京、大阪、札幌、盛岡、仙台、新潟、金沢、埼玉、横浜、長野、静岡、名古屋、京都、広島、高松、福岡
	③ 店 舗	
	(a)シモジマ	浅草橋本店、名古屋店、心斎橋店ほか18店舗
	(b)パッケージプラザ	全国20店舗
子会社	(c)その他	east side tokyo
	④ 配送センター	田沼配送センター、東部配送センター 東大阪配送センター、大阪南港物流センター
	⑤ 営業拠点	(株)リード商事、ミタチパッケージ(株)、(株)我満商店、(株)大倉産業
	⑥ 生産拠点	朝日樹脂工業(株)、(有)彩光社
	⑦ その他	シモジマ加工紙(株)

10 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

[1] 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
842名	30名増

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

[2] 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
634 (246) 名	16名増 (15名増)	39.1歳	15.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は、正規就労時間による年平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

11 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

特記すべき事項はありません。

12 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況に関する事項

1 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

[1] 発行可能株式総数	67,000,000株
[2] 発行済株式の総数	23,647,826株
[3] 株主数	18,960名
[4] 上位10名の株主の状況	

株主名	持株数	持株比率
有限会社 謙友	4,605千株	19.71%
有限会社 ケイエヌジェイ	2,587千株	11.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,227千株	5.25%
有限会社 和貴	888千株	3.80%
下島 和光	659千株	2.82%
シモジマ従業員持株会	633千株	2.71%
下島 公明	624千株	2.67%
日本生命保険相互会社	560千株	2.39%
シモジマ取引先持株会	534千株	2.28%
有限会社 K & M	492千株	2.10%
有限会社 R & T	492千株	2.10%

- (注) 1. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式（281千株）を控除して計算しております。
 2. 上記のほか、当社が自己株式281千株を所有しております。
 3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。

[5] 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 （うち社外取締役）	22千株 (2)	8人 (3)
監査役 （うち社外監査役）	5 (1)	4 (2)

- (注) 1. 取締役及び監査役に対して交付した株式は、すべて譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。
 2. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2 会社役員の状況

[1] 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠井 義彦	
代表取締役副社長	下島 雅幸	
専務取締役	小野寺 仁	経営企画本部長兼管理本部長 シモジマ加工紙(株)代表取締役会長
常務取締役	川原 利治	営業統括本部長
取締役	渡辺 昭一	営業統括副本部長 (株)大倉産業代表取締役会長
取締役	大貫 学	商品本部長
取締役	梅野 勉	日邦産業(株)取締役 (監査等委員)
取締役	岩崎 剛幸	ムガマエ(株)代表取締役社長 (株)アールエイジ取締役 (監査等委員)
取締役	金井 千尋	金井千尋公認会計士事務所代表 農水産業協同組合貯金保険機構監事 (株)ワンロジスティクス監査役 清令監査法人社員 (株)乃村工藝社取締役 (監査等委員)
常勤監査役	古橋 孝夫	
監査役	佐藤 裕一	公認会計士佐藤裕一事務所代表
監査役	唐澤 貴夫	兼子・岩松法律事務所所属

- (注) 1. 取締役梅野勉氏、取締役岩崎剛幸氏、並びに取締役金井千尋氏は、社外取締役であります。
2. 取締役梅野勉氏は、企業経営者として豊富な経験を有しております。
3. 取締役岩崎剛幸氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験を有しております。
4. 取締役金井千尋氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役佐藤裕一氏並びに監査役唐澤貴夫氏は、社外監査役であります。
6. 監査役佐藤裕一氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役唐澤貴夫氏は、弁護士（東京弁護士会）の資格を有し、法令順守及びガバナンス、監査体制等に関する知見を有しております。
8. 当事業年度中に退任した取締役・監査役は以下のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
服部 進吉	2024年6月26日	任期満了	取締役上席執行役員営業統括副本部長
工藤 弘行	2024年11月30日	辞任	常勤監査役
榎本 峰夫	2024年6月26日	辞任	社外監査役

なお、榎本峰夫氏は弁護士（東京弁護士会）の資格を有し、法令順守、ガバナンス、監査体制等に関する知見を有しておりました。

(注) 9. 当社は2014年6月24日より、執行役員制度を導入しております。

10. 執行役員の地位及び担当等の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役上席執行役員	小野寺 仁	経営企画本部長兼管理本部長 シモジマ加工紙(株)代表取締役会長
常務取締役上席執行役員	川原 利治	営業統括本部長
取締役上席執行役員	渡辺 昭一	営業統括副本部長 (株)大倉産業代表取締役会長
取締役上席執行役員	大貫 学	商品本部長
上席執行役員	下島 謙司	グループ管理室長
執行役員	肥田 耕一	商品副本部長兼第二商品部長
執行役員	池田 裕子	管理副本部長兼経理部長
執行役員	尾尻 新吾	営業統括副本部長
執行役員	高野 雅司	経営企画部長
執行役員	松波 幸和	営業統括副本部長
執行役員	藤谷 宗孝	営業統括副本部長
執行役員	森井 宏隆	人事部長
執行役員	片野 慎一郎	営業統括副本部長
執行役員	樺木 裕二	ミタチパッケージ(株)代表取締役社長

11. 当事業年度中における取締役・執行役員の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動日
下島 雅幸	代表取締役専務上席執行役員 管理本部長	代表取締役副社長 管理本部長	2024年6月26日
	代表取締役副社長管理本部長	代表取締役副社長	2024年8月9日
小野寺 仁	常務取締役上席執行役員 経営企画本部長兼SCM部長	常務取締役上席執行役員 経営企画本部長	2024年4月1日
	常務取締役上席執行役員 経営企画本部長	専務取締役上席執行役員 経営企画本部長	2024年6月26日
	専務取締役上席執行役員 経営企画本部長	専務取締役上席執行役員 経営企画本部長兼管理本部長	2024年8月9日
渡辺 昭一	執行役員営業統括副本部長 ミタチパッケージ(株)代表取締役社長	取締役上席執行役員営業統括副本部長 ミタチパッケージ(株)代表取締役社長	2024年6月26日
	取締役上席執行役員営業統括副本部長 ミタチパッケージ(株)代表取締役社長	取締役上席執行役員営業統括副本部長	2024年6月27日
	取締役上席執行役員営業統括副本部長	取締役上席執行役員営業統括副本部長 (株)大倉産業代表取締役会長	2025年1月17日

氏名	異動前	異動後	異動日
松波 幸和	執行役員 営業統括副本部長	執行役員（㈱シモジマ） ㈱グローバルブランド専務取締役	2024年4月1日
	執行役員（㈱シモジマ） ㈱グローバルブランド専務取締役	執行役員（㈱シモジマ） 営業統括副本部長	2024年8月9日
片野 慎一郎	大阪支社長	営業統括副本部長	2024年4月1日
	営業統括副本部長	執行役員営業統括副本部長	2024年6月26日
榎木 裕二	ミタチパッケージ㈱取締役	執行役員（㈱シモジマ） ミタチパッケージ㈱取締役	2024年6月26日
	執行役員（㈱シモジマ） ミタチパッケージ㈱取締役	執行役員（㈱シモジマ） ミタチパッケージ㈱代表取締役社長	2024年6月27日

(注) 12. 当事業年度末日の翌日以降における執行役員の地位・担当及び重要な兼職の異動予定は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動予定日
下場 洋	第一商品部長	執行役員 商品副本部長兼第一商品部長	2025年6月25日

13. 当事業年度末日の翌日以降に退任予定の執行役員は以下のとおりです。

氏名	退任予定日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
肥田 耕一	2025年6月25日	任期満了	執行役員商品副本部長兼第二商品部長

[2] 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である梅野勉氏、岩崎剛幸氏と金井千尋氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と唐澤貴夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

[3] 独立役員の届出

当社は、社外取締役である梅野勉氏、岩崎剛幸氏と金井千尋氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と唐澤貴夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

[4] 取締役及び監査役に対する報酬等

(1) 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬額を年間総額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とし、監査役の報酬額を年間総額100百万円以内とする旨決議をいただいております（当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名、監査役の員数は、1名です）。当該決議を踏まえ、2021年2月22日開催の当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会では、取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定に関する件につきご承認いただきました。

2022年5月11日開催の当社取締役会におきまして、従来の「基礎報酬と賞与」という体系を改め、固定報酬としての「基本報酬」と変動報酬としての「業績連動報酬等」という2つの体系を2022年7月より導入する旨を決議いたしました。同方針は、コーポレートガバナンスに関する当社の基本方針に基づき、各役員が業務執行・経営監督に関する機能を適切、かつ十分に発揮することにより、当社グループの持続的成長と継続的な企業価値や株主価値の向上に資するよう定められています。

これらの決議を踏まえた、当事業年度における当社の方針は、以下のとおりであります。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

報酬等の水準については当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できるレベルを目標としています。

①役員報酬等の構成について

・業務執行役員の報酬等の体系は各役員の役割や職責に基づいて支給される「基本報酬(固定報酬)」と業績等に連動して決定される「業績連動報酬等(変動報酬)」の２種類構成といたします。上記報酬の構成比率は、基本報酬：業績連動報酬等(基準額)の比率を88：12といたします。

〔基本報酬〕

- ・基本報酬は職責に応じた堅実な職務執行を促すことを目的としています。
- ・基本報酬額は役位・就任年数・職責を勘案し、経験値・評価等を調整の上決定されます。

2021年6月23日開催の第60回定時株主総会決議により、各取締役及び各監査役は譲渡制限付株式の付与を受けうることとなりました。付与の総数は基本報酬の内枠内で、各取締役及び各監査役が選択することとなります。

〔業績連動報酬等〕

- ・業績連動報酬等はグループの成長に向けた業績向上の意識を高めることを目的とし、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には、業績連動報酬等は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。
- ・業績連動報酬等総額は業績連動報酬等基準額（注１）に、特定する業績指標（注２）の目標値達成度及び前年度実績値に対する達成度を反映した係数を乗じて決定いたします。

（注１）業績連動報酬等基準額は、直近10年間における連結当期純利益の平均額を基礎値とし、当該金額に一定の割合を乗じて算出された金額といたします（ただし、基準額の上限については、基礎値の200%とします）。

（注２）業績指標は、i)連結売上高、ii)連結営業利益、iii)EPS(1株当たり連結当期純利益)をもとに、各指標の目標値（事業計画値）及び前年度における実績値に対する達成度に応じて算定した係数となります。具体的には、下記の各業績指標とそれに関する各割合との積を合算した値となります。

業績指標	割合	達成率
連結売上高に関する達成率（予算対比）	15%	98.09%
//（前年実績対比）	15%	104.99%
連結営業利益に関する達成率（予算対比）	20%	77.96%
//（前年実績対比）	20%	91.54%
E P S（1株当たり連結当期純利益）に関する達成率（予算対比）	15%	83.42%
//（前年実績対比）	15%	87.89%

上掲各基本指標は、当社の業績向上と本業の発展、株主の皆様への利益還元への寄与を重視する視点から選択しております。

$$\text{業績連動報酬等の額} = (\text{直近10年間における親会社株主に帰属する当期純利益の平均の一定割合}) \\ \times \Sigma (\text{各業績指標} \times \text{各割合})$$

なお、取締役の報酬等の額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないことといたします。

②報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬等の付与の時期や条件に関する決定は、前事業年度の業績が確定した5月初旬以降に開催される取締役会にて行います。

③報酬等に関するガバナンスについて

- ・役員報酬等に関する方針・内容の決定権限は、当社取締役会にあります。同決定につき、取締役会は、任意の指名報酬委員会に対して諮問を行い、その答申を受けており、当事業年度に係る各取締役に対する報酬等の決定に際しても、指名報酬委員会からの同答申を尊重し、上掲方針に沿うものと判断しております。
- ・当事業年度における指名報酬委員会の活動状況は以下のとおりであります。

氏名	役位	在任期間	出席状況 (2025年3月期)
梅野 勉	社外取締役(委員長)	8年	3回/3回
岩崎 剛幸	社外取締役	4年	3回/3回
金井 千尋	社外取締役	3年	3回/3回
佐藤 裕一	社外監査役	8年	3回/3回
榎本 峰夫	社外監査役	8年	2回/2回
唐澤 貴夫	社外監査役	0年	1回/1回
笠井 義彦	代表取締役社長	5年	3回/3回
下島 雅幸	代表取締役副社長	2年	3回/3回

- ・当社の役員報酬等のあり方につきましては、今後も株主の利益を尊重した経営を目指しながら、役員の健全なインセンティブ確保を念頭に、継続して検討を行ってまいります。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3)	217 (17)	167 (14)	30 (3)	18 (－)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	39 (11)	32 (8)	6 (2)	－ (－)
合 計 (うち社外役員)	15 (6)	256 (29)	200 (23)	36 (5)	18 (－)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は、2007年6月27日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。
4. 当社は2022年5月11日開催の当社取締役会において2022年7月より業績連動報酬を導入する旨を決議しております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、当社では、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において決議された取締役及び監査役の報酬限度額枠の内枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会にてご承認をいただいております。その付与のために支給する金銭報酬の総額は、取締役については年額100百万円（うち社外取締役分は年額7百万円）以内、監査役については年額20百万円以内とし、上記枠内で現金給付の一部（20%以内）を株式に振り替えるものとし、また、各対象役員への具体的な配分については、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の決議によって決定いたします。対象役員は、各決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付され、当社の普通株式について発行又は処分を受け、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、取締役について年8万株（うち社外取締役分は年5千6百株）以内、監査役について年1万6千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。なお、本制度は、ご承認いただいている報酬枠の内枠で導入するものであることに鑑み、支給された金銭報酬債権を払込んで当社の普通株式を報酬として受け取るか、又は、支給された金銭報酬債権をそのまま行使し金銭報酬を受け取るかを、各対象役員が選択できる制度としております。

(3) 社外役員が当社の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

[5]役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員として行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く。また、免責金額の定めが設けられております）。

当該契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

3 社外役員に関する事項

[1] 他の法人等との兼職状況等及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職する法人等	兼職先と当社との関係
取締役	梅野 勉	日邦産業(株)取締役（監査等委員）	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
取締役	岩崎 剛幸	ムガマエ(株)代表取締役社長	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
		(株)アールエイジ取締役（監査等委員）	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
取締役	金井 千尋	金井千尋公認会計士事務所代表	当該事務所と当社との間には特別な関係はありません。
		農水産業協同組合貯金保険機構監事	当該法人と当社との間には特別な関係はありません。
		(株)ワンロジスティクス監査役	当該会社と当社との間には特別な関係はありません。
		清令監査法人社員	当該法人と当社との間には特別な関係はありません。
		(株)乃村工藝社取締役（監査等委員）	当該法人と当社との間には特別な関係はありません。
監査役	佐藤 裕一	公認会計士佐藤裕一事務所代表	当該事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。
監査役	榎本 峰夫	榎本・松井法律事務所主宰	法律顧問契約を締結しておりますが、当該事務所と当社との間における取引額は当社の連結売上高の1%未満です。
監査役	唐澤 貴夫	兼子・岩松法律事務所所属	当社と法律顧問契約を締結している弁護士が同じ事務所に所属しておりますが、当該弁護士との間における取引額は、当該の連結売上高の1%未満です。

[2] 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	梅野 勉	16/16 回	—	企業経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するよう、ご発言をいただいております。 当事業年度では、特に業務管理、マーケティング、人事制度等について客観的かつ建設的なご助言をいただきました。 また、指名報酬委員会の委員長として、中立的・客観的見地から役員選定や役員報酬決定につき管理・監督機能を果たしていただいております。
取締役	岩崎 剛幸	16/16 回	—	経営コンサルタントとしての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するよう、ご発言をいただいております。 当事業年度では、特に商品販売政策、店舗運営、広告宣伝活動、M&A等について深く幅広い知見による建設的かつ効果的なご助言をいただき、経営への監督機能を果たして頂いております。
取締役	金井 千尋	16/16 回	—	公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するよう、ご発言をいただいております。 当事業年度では、特に物流政策、コスト管理、M&A等について積極にご発言をいただいたほか、財務・会計に関して幅広い知見をもとに効果的なご助言をいただき、経営への監督機能を果たして頂いております。
監査役	佐藤 裕一	16/16 回	15/15 回	公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するよう、適宜ご助言、ご発言をいただいております。 また、監査役会においては、実効性の高い監査実現のために積極にご発言をいただいております。
監査役	榎本 峰夫	4/4 回	5/5 回	弁護士としての豊富な経験と当社を取り巻く経営環境の幅広い知識から、専門的かつ客観的な視点で取締役会において適切なご助言やご発言をいただいております。 また、監査役会においては、公正性と透明性のある監査体制実現のために積極にご発言をいただいております。
監査役	唐澤 貴夫	12/12 回	10/10 回	弁護士としての豊富な経験と当社を取り巻く経営環境の幅広い知識から、専門的かつ客観的な視点で取締役会において適切なご助言やご発言をいただいております。 また、監査役会においては、公正性と透明性のある監査体制実現のために積極にご発言をいただいております。

[3] 補欠監査役

補欠監査役につきましては、2024年6月26日開催の第63回定時株主総会において、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、松井智氏の選任にご承認を得られています。また、その選任の効力につきましては、当社定款第32条第4項にて当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとしています。

なお、同氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

また、当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者への賠償請求による損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、利益や便宜供与の違法な取得、法令違反、インサイダー取引、任務懈怠等の不当な行為等の場合を除く）。同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

4 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

[2] 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	43

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査役会が同意した理由は、会計監査人との監査契約との内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

[3] 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

[4] 非監査業務の内容

該当事項はありません。

[5] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

③ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。

[1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定し、コンプライアンスの徹底を図ります。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その構成員として内部統制委員会より指名された各部門長を配置しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議をしております。
- ・企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・監査役により関連規程と監査基準に基づく独立した立場からの客観的な監査役監査を実施します。
- ・社外取締役3名を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に対する監督の強化を図り、役員の指名や報酬決定においてその意見を尊重します。
- ・取締役会の評価を実施し、その運営の適正を図ります。
- ・取締役の指名・報酬及び職務に関して、社内規程（取締役規程）で規律し、コーポレートガバナンスの充実を図ります。
- ・社内通報規程により不正の早期発見・是正を図り、コンプライアンス経営を確保します。
- ・人権方針を定め、当社グループ及びステークホルダーにおける人権の尊重を図ります。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、決裁申請書、稟議書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、文書管理規程に従い保存及び管理を行います。なお、機密文書については、各部署が重要性の高い文書を指定機密文書として適切な利用並びに管理を行います。
- ・情報システム管理規程に加えて情報セキュリティ管理規程を制定し、情報セキュリティ委員会を設置して、財務諸表の作成に資することはもとより情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。
- ・マイナンバーに関しても、安全管理体制の確保に努めます。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制規程 担当部署または内部統制委員会において、与信リスク、安全衛生リスク等、ビジネス活動で直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等を策定しています。その活動の概要は定期的に取り締役会へ報告します。
- (2) 危機管理規程 災害等（地震、火災、新型インフルエンザ、その他）に起因する緊急事態について、災害対策本部を設置して、各部署に委員を配置します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取り組みに関するマニュアルを策定しています。
- (3) 内部者取引防止規程 社内情報管理の強化を図るとともにインサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。また、インサイダー取引防止のため幹部従業員等への研修をします。
- (4) 情報システム管理規程・個人情報保護規程・情報セキュリティ管理規程 情報漏洩リスク及び情報セキュリティの全社的管理・統括を実行します。通販関連部門でのISO27001の認証取得を基礎として、情報セキュリティ管理体制のさらなる拡充を図ります。
- (5) 反社会的取引防止規程 反社会的勢力との取引の防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
- (6) 品質管理規程 品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を順守し、商品品質管理を適切に実施します。
- (7) 関係会社管理規程 重要な契約の締結、重要な投融資等は子会社等からの要請により当社で内容審議し、損失の危険の抑制を図ります。
- (8) 内部監査規程 監査室を中心として内部監査を実施し、取締役会への報告経路を確保することにより、各部門での損失・危険の拡大防止を図ります。
- (9) 組織規程 改定により会社のリスク管理に携わる会議体（執行委員会、内部統制委員会、品質管理委員会、サステナビリティ委員会、衛生委員会、環境委員会、情報セキュリティ委員会、ISMS委員会、DX委員会）の位置づけを明確にし、関連リスクの管理体制を明確にしております。

[4] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は原則、取締役会を毎月1回、また、取締役等で構成する執行役員会を月2回開催し、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
- ・業務の効率的運用や責任体制の確立を図るため、並びに執行役員制の導入により組織規程、業務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限基準等を見直すとともに取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。
- ・中期経営方針に基づき、中期経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や経営目標の達成度向上を図ります。
- ・執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、代表取締役のもと執行役員は業務執行を迅速に遂行する体制を整えています。

- ・企業統治を強化し、企業価値の維持と向上を図るべく、社外役員を中心に構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬については同委員会に諮問し、その答申を受けたうえで決定します。

[5] 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定して、全従業員がルールを順守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの徹底を図ります。
- ・当社及び子会社等の全従業員に規範や基準を明確にするため、当社のコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を配布し常時見られるようにしています。
- ・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・企業取引の公正化をより進行させることで、下請法（下請代金支払遅延等防止法）マニュアルの整備を図り順守しています。
- ・就業規則等により、営業秘密の漏洩防止と適正な労働環境の確保を図ります。旅費規程につき、物価等経済動向を反映させ公正を図ります。また、ストレスチェックの着実な実施により、従業員のメンタルヘルスの確保を図ります。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門が、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の順守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指導事項を各部門へ通知し、各部門は是正を行います。
- ・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。
- ・従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように、社内通報規程に基づき相談・通報窓口を設置しています。
- ・ハラスメント防止規程、カスタマーハラスメント対応方針を定め、従業員の安全配慮を図ります。
- ・子会社等は、コンプライアンスに係る諸規程を制定し、子会社等の社長及び各部門長が実行します。

[6] 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社等に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、管理部署は子会社等が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。子会社等の取締役等は、同規程に基づき、毎四半期単位に経営状況と今後の方針等を当社の取締役等へ報告します。
- ・出向規程に基づき、常勤・非常勤に係わらず子会社等の取締役または監査役として本社従業員等を派遣し業務及び会計の状況を定常的に監督します。

- ・ 企業集団の業務運営状況を把握しその改善を図るため、内部監査規程に基づき業務執行部門から独立した内部監査部門が各子会社等の内部監査を実施するとともに財務報告の信頼性及び業務の適正を確保することを目指します。
- ・ 子会社等は短期利益計画を立案し、これを当社の取締役会にて審議・承認することにより、子会社等の取締役等の職務の実効性を高めます。子会社等の取締役は、経営計画との齟齬が生じた場合、毎月の会議体及び幹部従業員とのコミュニケーション等により計画修正し職務遂行を図ります。
- ・ 子会社等の従業員等に対して規範や基準を明確にするため、子会社等においてもコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を順守します。
- ・ 子会社等との取引については、基本契約や社内規程等に基づき市場価格によって適切に行います。
- ・ 子会社等の従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように子会社等においても相談・通報窓口を制定します。

[7] 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助するために必要な要員を配置します。

[8] 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助する使用人に対しては、当社の他の部署に属さないこととし独立した対応を確保します。
- ・ 監査役補助員の独立性は、取締役会の指揮命令系統には属さず、監査役の職務の補助にあたり監査役補助員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、監査役会の承認を得ます。

[9] 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとします。

[10] 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 内部監査部署が実施した内部監査の結果や内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に報告します。また、監査役が追加監査の必要性を認めたときは、追加監査の実施または業務改善等の施策の実施を求めることができます。
- ・ 社内通報規定に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- ・ 子会社等の取締役会またはこれに準ずる会議体に出席した当社の非常勤役員等がコンプライアンス等に係る事項を発見したときは監査役に報告します。

- ・子会社等を監査する際、当社の監査役は監査対象項目としてコンプライアンスに係る項目も監査・確認します。
- ・子会社等についても、公益通報者保護法に基づき、社内通報規定を制定し社内通報制度を行った従業員等に対して不利益な取扱いをしないこと並びに個人情報保護は担保しています。

[11] その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役及び監査役会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、取締役会・執行役員会等の重要な会議に出席することができ、その場において必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。また、内部監査部門は、取締役会及び監査役会の双方に対して報告を行います。
- ・監査役は社長並びに取締役、内部監査部署及び会計監査人とは、意思疎通を図るため定期的に意見交換会を開催します。
- ・監査役は会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けられます。
- ・監査役の指名・報酬・職務に関しては、取締役の規律から独立した社内規程（監査役規程）により整備し、監査役の独立性を確保しつつコーポレートガバナンスの充実を図ります。

なお、前11項に係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等を行います。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

[1] 会議の開催状況

- (1) 取締役会 当事業年度において計16回開催し、グループリスク管理、新規事業・店舗開発、商品政策、M&A、IT教育・投資、資本コスト等につき審議を行いました。
- (2) 監査役会 計15回開催し、業務監査・内部統制監査の報告を行いました。
- (3) 指名報酬委員会 計3回開催し、後継者計画を含む役員人事のほか、役員報酬、経営陣人材の育成等の基本方針について議論を行いました。
- (4) 執行役員会 計24回開催し、人的資本の関連事項、統合報告、カスタマーハラスメント対策、各本部の行動管理（PDCA）、IT、在宅勤務の取り扱いなどについて調整を行いました。
- (5) 内部統制委員会 計4回開催し、各種法令への対応や、衛生管理・倒産・情報セキュリティ等のリスクへの対処等を議論しました。
- (6) サステナビリティ委員会 計11回開催し、サステナビリティに関する基本方針、マテリアリティ等について議論しました。

- (7) コンプライアンス委員会 計4回開催し、社内の不祥事の防止、規程整備等について議論しました。
- (8) 環境プロジェクト 計4回開催し、環境配慮型商品の開発・拡販、消費電力の削減等について議論しました。
- (9) 品質管理委員会 計4回実施し、品質事故への対応等について議論しております。
- (10) 情報セキュリティ委員会 計12回開催し、情報セキュリティリスクへの対応、情報セキュリティ教育等について審議を行っております。
- (11) 衛生委員会 計12回開催し、労働時間の削減、新型コロナ対策等について議論を行っております。また、従業員の健康促進を図るべく、健康診断の受診勧奨の推進について議論を行っております。

[2] リスク管理

当事業年度はカスタマーハラスメント対策、従業員エンゲージメントの向上などを重点項目として対処し、関連規程・マニュアル等の整備や店舗設備の見直し等を実施しました。また、新たに統合報告書を作成したほか、CO₂フリー電気の導入を拡大し、サステナビリティ活動の充実を図りました。

[3] 適正な財務報告の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価（J-SOX）に関しては、経営企画部及び監査室を中心に組織的な整備評価、運用評価を行い、統制の有効性を確認しています。

[4] 監査

企業集団における業務の適正性を確保するために、監査役及び監査室による定期的な業務監査・内部統制監査等を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行っております。

[5] コンプライアンス

法令の順守、社会的要請への対応を図るべく、規程整備、社外専門家を招聘した社内教育等を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動資産	24,312	23,232
現金及び預金	9,681	8,086
受取手形	337	175
電子記録債権	1,279	1,246
売掛金	6,797	6,958
商品及び製品	5,197	5,737
原材料及び貯蔵品	565	505
その他	467	535
貸倒引当金	△15	△13
固定資産	19,095	18,611
有形固定資産	14,142	14,171
建物及び構築物	5,492	5,366
機械装置及び運搬具	453	515
土地	7,760	7,760
リース資産	245	293
その他	190	236
無形固定資産	1,324	879
のれん	289	32
リース資産	54	48
その他	981	798
投資その他の資産	3,627	3,559
投資有価証券	647	515
長期貸付金	302	293
繰延税金資産	600	591
保険積立金	1,814	1,874
その他	322	317
貸倒引当金	△60	△33
資産の部合計	43,407	41,843

負債の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動負債	7,485	5,430
支払手形及び買掛金	4,355	2,942
1年内返済予定の長期借入金	9	44
リース債務	122	132
未払法人税等	799	393
契約負債	42	57
賞与引当金	482	480
役員賞与引当金	67	35
その他	1,605	1,344
固定負債	1,165	1,235
長期借入金	35	78
リース債務	258	286
再評価に係る繰延税金負債	277	285
退職給付に係る負債	288	300
資産除去債務	116	124
その他	190	159
負債の部合計	8,651	6,665
純資産の部		
株主資本	40,368	40,931
資本金	1,405	1,405
資本剰余金	1,273	1,280
利益剰余金	38,039	38,564
自己株式	△349	△318
その他の包括利益累計額	△5,679	△5,822
その他有価証券評価差額金	378	274
繰延ヘッジ損益	40	3
土地再評価差額金	△6,195	△6,203
退職給付に係る調整累計額	97	102
非支配株主持分	66	69
純資産の部合計	34,756	35,178
負債及び純資産の部合計	43,407	41,843

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期(ご参考)	当期
売上高	57,794	60,680
売上原価	38,621	41,243
売上総利益	19,173	19,436
販売費及び一般管理費	15,910	16,449
営業利益	3,262	2,986
営業外収益	400	406
営業外費用	39	89
経常利益	3,623	3,303
特別利益	1	70
保険解約返戻金	1	70
特別損失	93	345
減損損失	—	340
保険解約損	0	4
投資有価証券評価損	92	—
税金等調整前当期純利益	3,531	3,028
法人税、住民税及び事業税	1,165	920
法人税等調整額	△11	17
当期純利益	2,376	2,090
非支配株主に帰属する当期純利益	3	2
親会社株主に帰属する当期純利益	2,372	2,088

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,405	1,273	38,039	△349	40,368
当期変動額					
剰余金の配当			△1,563		△1,563
親会社株主に帰属する当期純利益			2,088		2,088
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		7		31	38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	7	524	31	562
当期末残高	1,405	1,280	38,564	△318	40,931

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	378	40	△6,195	97	△5,679	66	34,756
当期変動額							
剰余金の配当							△1,563
親会社株主に帰属する当期純利益							2,088
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△103	△36	△8	4	△143	2	△140
当期変動額合計	△103	△36	△8	4	△143	2	421
当期末残高	274	3	△6,203	102	△5,822	69	35,178

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動資産	21,571	20,318
現金及び預金	8,595	6,771
受取手形	192	90
電子記録債権	1,150	1,068
売掛金	6,011	6,204
商品	4,760	5,308
原材料及び貯蔵品	394	371
その他	475	513
貸倒引当金	△9	△9
固定資産	20,198	19,734
有形固定資産	13,066	13,030
建物	5,016	4,917
構築物	97	86
機械装置	358	291
車両運搬具	0	0
工具・器具及び備品	130	225
土地	7,239	7,239
リース資産	224	266
建設仮勘定	-	3
無形固定資産	850	780
ソフトウェア	768	704
リース資産	54	48
その他	27	27
投資その他の資産	6,281	5,923
投資有価証券	597	449
関係会社株式	2,653	2,397
出資金	1	1
長期貸付金	554	545
繰延税金資産	601	592
敷金及び保証金	182	172
保険積立金	1,675	1,735
その他	75	62
貸倒引当金	△60	△33
資産の部合計	41,770	40,053

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

負債の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動負債	6,443	4,445
支払手形	38	38
買掛金	3,595	2,221
リース債務	114	120
未払金	1,099	830
未払費用	125	123
未払法人税等	717	311
契約負債	42	57
賞与引当金	446	446
役員賞与引当金	67	35
その他	197	261
固定負債	1,022	1,080
リース債務	243	267
長期預り敷金保証金	109	112
退職給付引当金	294	316
再評価に係る繰延税金負債	277	285
資産除去債務	97	98
負債の部合計	7,466	5,526
純資産の部		
株主資本	40,081	40,452
資本金	1,405	1,405
資本剰余金	1,273	1,280
資本準備金	1,273	1,273
その他資本剰余金	-	7
利益剰余金	37,747	38,080
利益準備金	351	351
その他利益剰余金	37,395	37,728
固定資産圧縮積立金	35	32
別途積立金	35,500	35,600
繰越利益剰余金	1,860	2,096
自己株式	△344	△313
評価・換算差額等	△5,777	△5,925
その他有価証券評価差額金	378	274
繰延ヘッジ損益	40	3
土地再評価差額金	△6,195	△6,203
純資産の部合計	34,304	34,526
負債及び純資産の部合計	41,770	40,053

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期(ご参考)	当期
売上高	51,120	53,811
売上原価	33,515	35,872
売上総利益	17,604	17,938
販売費及び一般管理費	14,580	15,154
営業利益	3,024	2,784
営業外収益	373	377
受取利息及び配当金	9	16
受取賃貸料	181	168
その他	182	192
営業外費用	33	77
その他	33	77
経常利益	3,364	3,084
特別利益	81	70
保険解約返戻金	1	70
抱合せ株式消滅差益	80	—
特別損失	93	411
減損損失	—	25
保険解約損	0	4
投資有価証券評価損	92	—
関係会社株式評価損	—	381
税引前当期純利益	3,352	2,742
法人税、住民税及び事業税	1,027	779
法人税等調整額	0	65
当期純利益	2,324	1,897

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,405	1,273	—	1,273	351	35	35,500	1,860		37,747	△344
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2		—	—
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の減少						△0		0		—	—
別途積立金の積立							100	△100		—	—
剰余金の配当								△1,564		△1,564	△1,564
当期純利益								1,897		1,897	1,897
自己株式の取得											△0
自己株式の処分			7	7							31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	7	7	—	△2	100	235		332	31
当期末残高	1,405	1,273	7	1,280	351	32	35,600	2,096		38,080	△313

	評価・換算差額等								純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジン益	土地差	再評価額	評価差額	・等	換算	合計	
当期首残高	378	40		△6,195			△5,777	34,304	
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩								—	
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の減少								—	
別途積立金の積立								—	
剰余金の配当								△1,564	
当期純利益								1,897	
自己株式の取得								△0	
自己株式の処分								38	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△103		△36		△8		△148	△148	
当期変動額合計	△103		△36		△8		△148	222	
当期末残高	274		3		△6,203		△5,925	34,526	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社シモジマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 吉田英志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 山本秀仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シモジマの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シモジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社シモジマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英 志
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 山 本 秀 仁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シモジマの2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室を含む使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、契約書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社シモジマ 監査役会

常勤監査役 古橋孝夫 印

社外監査役 佐藤裕一 印

社外監査役 唐澤貴夫 印

以 上

以 上

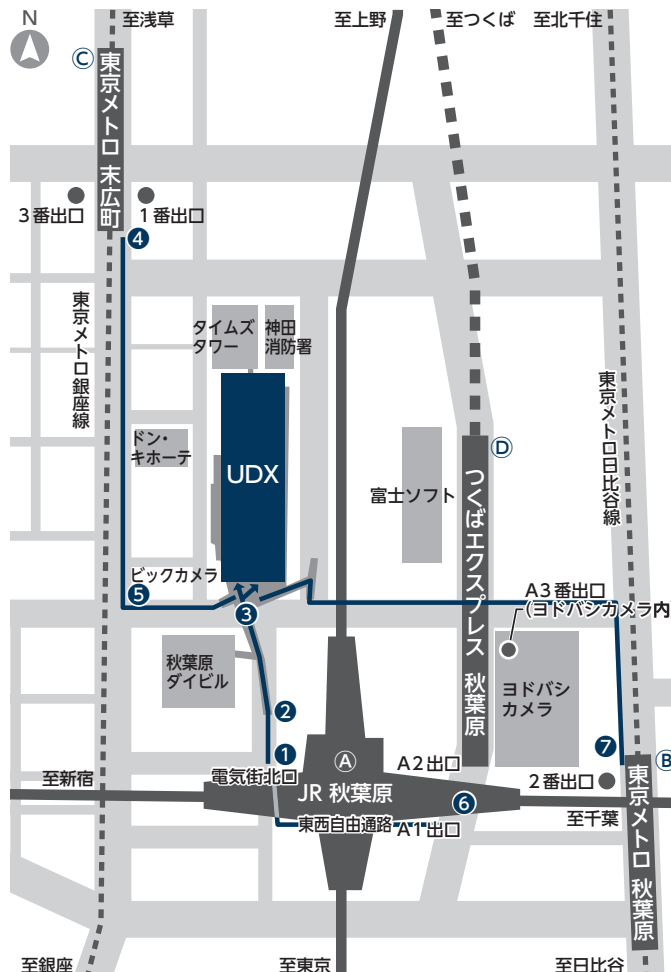
定時株主総会会場ご案内図

会場

秋葉原UDX 4階 Next-1

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

電話 (03) 3254-8421



最寄駅

① JR総武線・山手線・京浜東北線
秋葉原駅

電気街口より
徒歩2分(①→②→③)

② 東京メトロ日比谷線
秋葉原駅

2番出口より
徒歩4分(⑦→③)

③ 東京メトロ銀座線
末広町駅

1番又は3番出口より
徒歩3分(④→⑤→③)

④ つくばエクスプレス
秋葉原駅

A1出口より
徒歩3分(⑥→①→②→③)

◎駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。